

京都市中京区麩屋町通笹屋町地区建築協定において、建築協定区域隣接地として定めた土地の所有者等が、建築基準法（以下「法」といいます。）第75条の2第2項の規定により当該建築協定に加入する旨の意思表示がありましたので、同条第4項において準用する法第73条第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、その建築協定書は、法第75条の2第4項において準用する法第73条第3項の規定に基づき、京都市都市計画局建築指導部指導課において一般の縦覧に供します。

平成16年4月7日

京都市長 梶本 頼兼

1 新たに建築協定区域となった土地の地名地番

京都市中京区麩屋町通夷川上る笹屋町476番地1

2 加入した者の住所及び氏名

京都市中京区麩屋町通夷川上る笹屋町476番地3 西尾善一

3 加入した年月日

平成15年11月5日

(都市計画局建築指導部指導課)